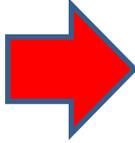
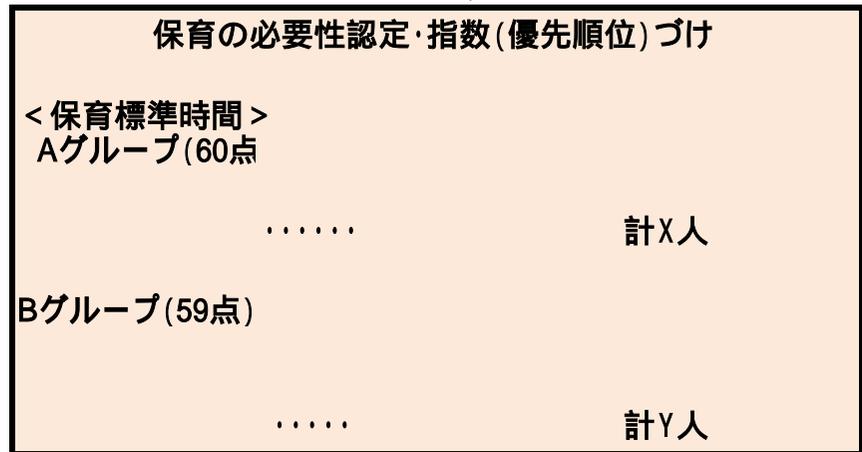
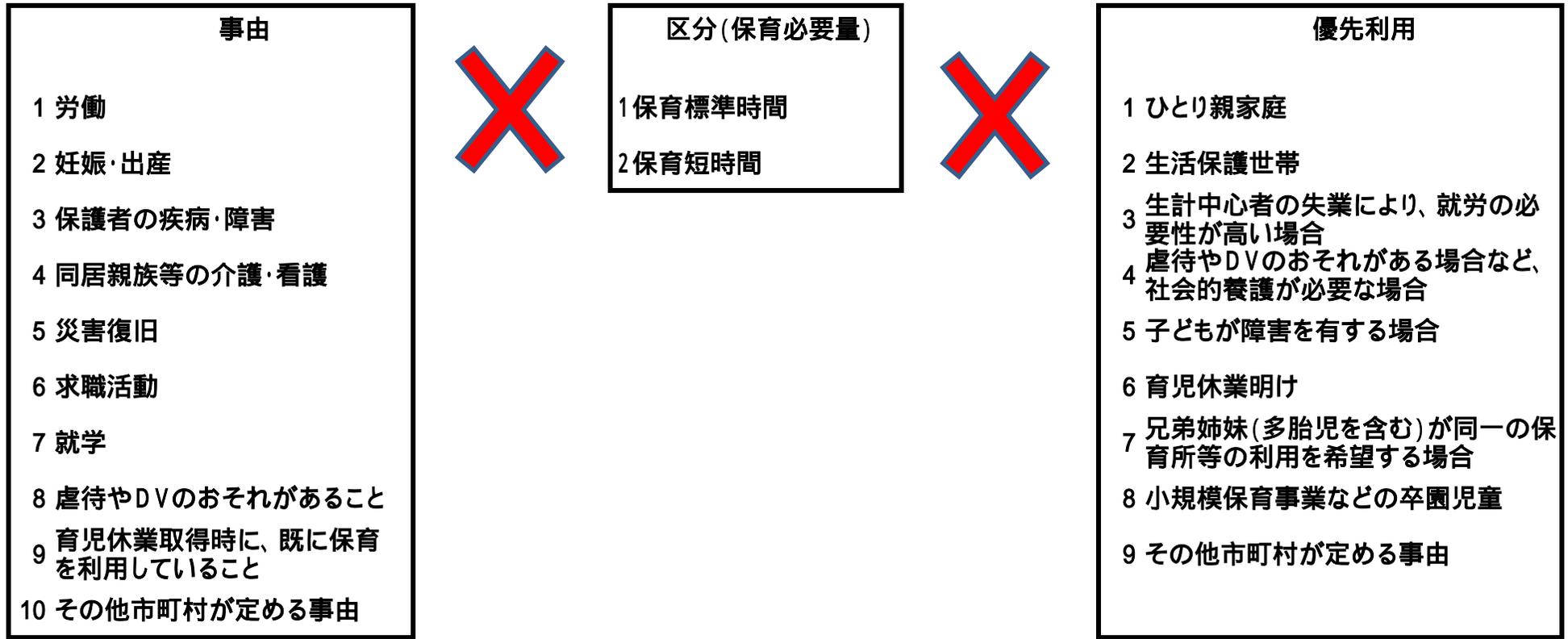


保育の必要性認定・指数(優先順位)(イメージ)

資料5



利用調整へ

指数の合計が高い順にグループ分けを行い、更に同点の場合は優先順位の高い者から順に、希望する保育園に内定。

(1) 基準指数及び保育の実施期間

提出書類(本書2ページの「申込みの時に必要な書類」に記載のあるもの)を基に「保護者の状況」の「類型」を決め、その内容を以下の表にあてはめて、父母それぞれの指数を合算し、世帯の基準指数とします。「保護者の状況」が複数の「類型」に該当する場合、その複数の「基準指数」を重複して加算することはできません。

番号	保護者の状況		基準指数	実施期間	
	類型	細目			
1	居宅外労働	外勤	週5日以上 週40時間以上の就労を常態	20	就労をする期間
2			週5日以上 週37時間以上の就労を常態	18	
3			週5日以上 週35時間以上の就労を常態 または上記番号1、2で比較的勤務時間の自由なもの	16	
4		自営	週4日以上 週30時間以上の就労を常態	14	
5			週4日以上 週24時間以上の就労を常態	12	
6			週3日以上 週18時間以上の就労を常態	10	
7			週3日以上 週12時間以上の就労を常態	8	
8	居宅内労働	自営	週5日以上 週40時間以上の就労を常態	20	就労をする期間
9			週5日以上 週37時間以上の就労を常態	18	
10			週5日以上 週35時間以上の就労を常態 または上記番号1、2で比較的勤務時間の自由なもの	16	
11			週4日以上 週30時間以上の就労を常態	14	
12			週4日以上 週24時間以上の就労を常態	12	
13			週3日以上 週18時間以上の就労を常態	10	
14			週3日以上 週12時間以上の就労を常態	8	
15		内職	週3日以上 日中週12時間以上を常態	6	
16	不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁等によるもの	20	保育の実施を要する期間	
17	出産	出産	出産(出産予定月を中心に前後2か月の計5か月)	12	同左
18	妊娠	妊娠	妊娠中(ただし、上記の「出産」該当者を除く)	5	同左
19	疾病 負傷	疾病	1か月以上の入院	20	入院に要する期間
20			居宅	寝たきり、精神性・感染性疾病	20
21		常時安静を要する場合、または週3日以上 の通院・通所		14	
22		上記以外の一般療養中		8	
23	障害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳保持、精神障害者保健福祉手帳保持		20	保育の実施を要する期間
24		身体障害者手帳3級		16	
25		身体障害者手帳4級～6級		12	
26	介護 看護	寝たきりの者・心身障害者等の常時介護・看護・付添い		20	介護・看護を要する期間
27		寝たきりの者・心身障害者等の随時介護・看護・付添いまたは、週3日以上 の通院・通所・入院の付添い		8～20	
28		上記以外で介護・看護を必要とする場合		8	
29	災害	震災・風水害・火災・その他災害の復旧にあたっているもの		20	復旧期間
30	求職	内定	週5日以上 週40時間以上の就労を常態	9	最長2か月
31			週5日以上 週35時間以上の就労を常態	7	
32			上記以外の内定	5	
33		未定	就労先未定	4	
34	特例	不就労であるが、就学・技能習得等を行っている場合(指数は番号1～7を準用)		8～20	在学期間
35		上記に内定している場合(指数は番号30～32を準用)		5～9	最長2か月
36		前各号に掲げるもののほか、保育に欠けると認められる場合		4～20	保育の実施を要する期間

基準指数についての注意事項

休憩時間1時間までは就労時間に算入します。

(1) 基準指数及び保育施設を利用できる期間

提出書類をもとに保護者等の状況を以下の表にあてはめ、保護者の「類型」と「基準指数」を決めます。父母それぞれの指数を合算し、世帯の基準指数とします。保護者の状況が複数の「類型」に該当する場合でも、複数の「基準指数」を重複して加算することはできません。

番号	保護者の状況			基準指数	保育施設を利用できる期間		
	類型	細目					
1	就労	居宅外労働	外勤	週5日以上 週40時間以上の就労を常態	20	就労をする期間	
2				週5日以上 週37時間以上の就労を常態	18		
3				週5日以上 週35時間以上の就労を常態 または上記番号1、2で比較的勤務時間の自由なもの	16		
4			居宅外 自営	又は	週4日以上 週30時間以上の就労を常態		14
5					週4日以上 週24時間以上の就労を常態		12
6					週3日以上 週18時間以上の就労を常態		10
7					週3日以上 週12時間以上の就労を常態		8
8	就労	居宅内労働	自営	週5日以上 週40時間以上の就労を常態	20	就労をする期間	
9				週5日以上 週37時間以上の就労を常態	18		
10				週5日以上 週35時間以上の就労を常態 または上記番号1、2で比較的勤務時間の自由なもの	16		
11				週4日以上 週30時間以上の就労を常態	14		
12				週4日以上 週24時間以上の就労を常態	12		
13				週3日以上 週18時間以上の就労を常態	10		
14				週3日以上 週12時間以上の就労を常態	8		
15			内職	週3日以上 日中週12時間以上を常態	6		
16	妊娠	妊娠中(下記の「出産」に該当する期間を除く)の者		5	左記期間		
17	出産	出産予定月を中心に前後2か月の計5か月の期間にある者		12	左記期間		
18	疾病又は負傷	入院	1か月以上の入院	20	入院に要する期間		
19		居宅内 療養	寝たきり、精神的・感染性疾病		20	治療に要する期間	
20			常時安静を要する場合、または週3日以上通院・通所		14		
21			上記以外の一般療養中		8		
22	障害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳保持、精神障害者保健福祉手帳保持		20	保育を必要とする期間		
23		身体障害者手帳3級		16			
24		身体障害者手帳4級～6級		12			
25	介護又は看護	寝たきりの者・心身障害者等の常時介護・看護・付添い		20	介護・看護をする期間		
26		寝たきりの者・心身障害者等の随時介護・看護・付添いまたは、週3日以上通院・通所・入院の付添い(指数は番号1～7を準用)		8～20			
27		上記以外で介護・看護を必要とする場合		8			
28	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		20	復旧期間		
29	求職活動	内定	週5日以上 週40時間以上の就労を常態	12	1か月		
30			週5日以上 週35時間以上の就労を常態	10			
31			上記以外の内定	6			
32		未定	就労先未定	4	3か月		
33	就学・職業訓練	学校教育法に定める学校、専修学校、各種学校、または職業訓練校に通学 (指数は番号1～7を準用)		8～20	在学期間		
34		上記に内定している場合(指数は番号29～31を準用)		6～12	1か月		
35	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められている場合		20	保育を必要とする期間		
36	不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁等によるもの		20			
37	その他	前各号に掲げるもののほか、保育施設の利用が必要であると認められる場合		4～20	保育を必要とする期間		

基準指数についての注意事項

休憩時間1時間までは就労時間に算入します。

求職活動及び就学・職業訓練の内定については、在職証明書及び在学証明書等の提出により、保育施設を利用できる期間が延長されます。

(2)調整指数・・・基準指数に加算・減算します。

条件番号	条 件	調整指数
1	保護者が生活保護等を受けており、かつ、自立する意欲があると認められるとき。	4
2	保護者が生活保護等を現在は受けていないが、今後受ける可能性が高いと認められるとき。	2
3	保育の実施を希望する児童の父又は母が不存在であり、かつ、当該児童の居所の近隣に祖父母その他当該児童を監護する者がいないとき。	5
4	保護者が(1)の番号19から25までに該当するため、保育に当たることができないとき。	3
5	同時に3人以上の児童の保育の実施を希望するとき。 1	2
6	同時に保育の実施を希望する児童が双生児その他これに類する児童であるとき。 1	1
7	主たる稼働者が解雇、倒産等の理由により、早急に就労を要するとき。	3
8	保護者の就労実績が3か月未満であるとき、又は勤務実績に整合性が認められないとき。	-1
9	保護者の就労実績が長期に渡るとき。 2	1又は2
10	保護者の勤務形態が深夜に及ぶものであるため、当該保護者が日中休養をとる必要があるとき。 3	2
11	保護者が、就労しながら介護をしているとき。 4	1
12	就労している保護者が、身体障害者手帳1級から3級まで、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級までを保持するとき。	1
13	転居等により、保育所を変更することがやむを得ないと認められるとき。 5	1
14	兄弟姉妹が引き続き在所する保育所への入所を希望するとき。	1
15	同一世帯に保育の実施の申込みをしていない児童がいるとき。(幼稚園児を含み、特別な事情により申込みをしていない児童を除く。)	-1
16	保育の実施を希望する児童を現在、認可外保育室、家庭福祉員等に有償で預けているとき。 6	1
17	横川さくら保育園からの3歳児の転園希望のとき。 7	2
18	保護者が育児休業期間中にあり、かつ、当該保護者の復職が保育の実施承諾を停止条件としているとき。 8	-4
19	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められるとき。	1～5

調整指数についての注意事項

- 1 番号5、6ともに、転園の場合は適用しません。
- 2 現在の勤務先での就労期間が6か月以上は+1、2年以上は+2とする。
ただし、前職から継続して勤務していることが書類で確認できた場合は、前職の就労期間も通算する。
- 3 勤務形態が常時、午前2時を越える場合に適用します。
- 4 介護のため就労時間が週40時間に到達できない場合に適用します。
- 5 横川さくら保育園、横川さくら保育園立花分園、保育ママ、ぶどうの木、定期利用保育(月額2万円以上)からの3歳児の転園希望の場合等も含む。
- 6 月極契約で月額2万円以上、または月極契約で月160時間以上預けている場合に適用します。証明書類(契約書写しなど)の添付が必要です。
- 7 横川さくら保育園立花分園からの3歳児の転園希望の場合も含む。
- 8 育児休業期間の終了日が、入園希望月の末日またはそれより先である場合に適用します。(例:4月入園希望の場合、育児休業期間が「4月30日まで」と記載されている場合は4点減点されます。「4月29日まで」と記載されている場合は減点されません。)

(2)調整指数・・・基準指数に加算・減算します。

条件番号	条 件	
1	保護者が生活保護等を受けており、かつ、就労または就労内定しているとき。	
2	保護者が生活保護等を受けており、かつ、自立する意欲があると認められるとき。	
3	保護者が生活保護等を現在は受けていないが、今後受ける可能性が高いと認められるとき。	
4	ひとり親家庭(離婚、未婚、死亡、拘禁など)に該当し、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき。	
5	ひとり親家庭(離婚、未婚、死亡、拘禁など)に該当するとき。	
6	ひとり親家庭に準ずると認められる場合(離婚調停中、離婚協議中、単身赴任中など)で、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき。	
7	ひとり親家庭に準ずると認められる場合。(離婚調停中、離婚協議中、単身赴任中など)	
8	保護者が入院により保育に当たることができないとき。(基準指数の細目が入院に該当する者に限る)	
9	主たる稼働者が解雇、倒産等の理由により、早急に就労を要するとき。(基準指数の類型が求職活動中の者に限る)	
10	申込児童が、身体障害者手帳又は愛の手帳を保持するとき。	
11	申込児童が、双子児その他これに類する児童であるとき。	
12	保育ママ、グループ型保育施設及び小規模保育施設から認可保育園への転所を希望する場合。	
13	2歳児クラスで保育が終了する保育施設からの卒園及び3歳児クラスで保育が終了する保育施設からの卒園に伴う4月転所申込みの場合。	
14	条件番号13に該当する場合で、かつ、連携保育園への転所を希望するとき。	
15	別々の保育施設に在所している兄弟姉妹について、兄弟姉妹が引き続き在所する保育施設への転所を希望するとき。(ただし、当該兄弟姉妹が条件番号13又は18に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在所する保育施設」とみなす)	
16	兄弟姉妹が引き続き在所する保育施設への新規入所を希望するとき。(転所は除く。)(ただし、当該兄弟姉妹が条件番号13又は18に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在所する保育施設」とみなす)	
17	同時に2人以上の児童の保育施設への新規入所を希望するとき。(転所は除く)	
18	転居等により、保育施設を変更することがやむを得ないと認められるとき。	
19	申込児童を現在、認可外保育室等に月極契約で月48時間以上預けているとき。(保護者が育児休業中にある場合を除く)	
20	基準指数の類型が就労に該当する保護者が、身体障害者手帳1級から3級まで、愛の手帳1度から3度まで又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級までを保持するとき。	
21	基準指数の類型が就労に該当する保護者が、介護又は看護を行っているため、就労が制限されているとき。(介護・看護を行うことにより就労時間が週40時間に到達できない者に限る)	
22	育児休業を取得している保護者が、復職するために保育施設の入所を希望する場合。	
23	条件番号22に該当する場合で、かつ、育児休業対象児童が1歳になって最初に迎える4月の入所選考であるとき。	
24	保護者の勤務実績が正規の勤務日数又は正規の勤務時間の80%以下であると判断される場合。(直近3か月のうちひと月でも該当すれば適用する。)	
25	親族その他の者が同居しており、申込児童を保育することが可能な場合。	
26	3か月以上の保育料の滞納がある場合。	
27	墨田区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯。(転入予定者は除く)	
28	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められるとき。	

「ひとり親家庭」とは、墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条に規定する家庭をいう。

例. 父母が離婚、父又は母が死亡、生死不明、拘禁、未婚、規則で定める重度障害、DV防止法による保護命令等

単身赴任世帯とは、保護者のいずれかが単身赴任中で、入所希望日以降もその状態が継続する予定の場合を指し、証明する書類が必要となる。

の「2歳児クラスで保育が終了する保育施設」とは、横川さくら保育園、横川さくら保育園分園、保育ママ、グループ型保育施設及び小規模保育施設をいう。「3歳児クラスで保育が終了する保育施設」とは、わらべみどり保育園向島分園をいう。

でいう「卒園」とは、保育施設の利用可能年齢が満了する(4月以降進級できるクラスがない)状態を指す。

「転居等により...」は、原則、3km以上の転居を理由としたものにだけ付ける。

育児休業法に基づく休業のみ育児休業と認める。それ以外は就労内定で指数を付ける。